

○議長（近藤八郎君） ただ今から、平成31年第1回下川町議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、年頭の御挨拶を申し上げます。

議員各位、理事者並びに職員の皆様には、新たな希望を胸に新春を迎えられたことと、心からおよろこび申し上げます。

今年は統一地方選挙の年であり、町長並びに議員各位におかれましては、改選を迎えることとなります。昨年末に議長に就任してから、新年を迎え、その重責を改めて実感しているところであります。

昨年は多事争論のごとく、様々な議論をさせていただき、活力に満ちた議会運営を図ることができました。これもひとえに議員各位の御支援、御協力の賜と心から感謝申し上げます次第でございます。

さて、地方自治体を取り巻く状況は、財源確保の厳しさとともに、人口減少時代を迎え、持続可能なまちづくりのための的確な打ち手が求められております。議会と行政は今までも増して、課題解決に向けて議論の活性化とともに、住民意思の反映に努めるべきものと思う次第でございます。

議会といたしましても、町民の負託に応えられるよう、議員資質の研さん、議会機能の充実や活性化に努めるとともに、自治体施策運営の監視を通じて、最善の努力をいたしてまいりたいと存じます。

本年の議会運営に対し、議員各位の一層の御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。年頭の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 次に、町長から年頭の御挨拶があります。

町長。

○町長（谷 一之君） 議会臨時会の開会に当たりまして、一言新年の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位並びに町民の皆様、改めて新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

輝かしい平成31年の初春を、御壮健にて、そして元気に迎えられましたことを心よりおよろこび申し上げます。

さて、昨年は、国内において各地で自然災害が多発した年であり、それによって多くの人命と財産が失われ、いまだその傷跡は大きなものがあり、復興には多くの時間と費用を要すると推察されるところであります。

本町におきましても、9月の胆振東部地震の影響を受け、短い期間ではありましたがブラックアウトと称される停電事故が発生し、町民の不安が高まったのは御承知のとおりでございます。このような事件や事故は、いつ何時起きるか想定できないものであり、日頃から問題意識と危機意識を抱くとともに、町としてできる限りの防災対策、減災対策を講じてまいる所存でございます。

さらに、春からの日照不足や長雨、そして長期の低温など、農業生産にとどまらず、林業や建設業の営みにも大きな影響を及ぼした年でもありましたが、この大地で暮らし、生業を営む上では、はかり知れない自然と向き合った中で押し寄せる有事に対して、どのような対処や対応が可能なのか、更なる探究を施してまいりたいと存じます。

また、新たな年を迎えたことから、町民の皆さんが生きがいと幸せを感じる地域社会の醸成を図るといふ高い使命感を抱いて、地域社会の安全安心の確保を最優先としながら、町行政として責務と情熱を持って行動を起こすとともに、地方創生並びにSDGsを概念とした夢と希望の未来展望である2030年における下川町のありたい姿をしっかりとお示しするなど、総合的、体系的な政策形成を図るべき強い決意を抱いているところであります。どうぞ議員各位並びに町民の皆様には、今年一年様々な施策や事業に対しまして、深い御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、幸多き年となりますことを御祈念し、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） それでは、これより会議を行います。

ただ今の出席議員数は、7名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 齊藤好信 議員及び4番 奈須憲一郎 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 桑の沢会館の処分について、御報告を申し上げます。

昨年6月に開催された平成30年第2回定例会において、下川町公区会館等の設置及び

管理に関する条例を改正し、上名寄生活改善センター、桑の沢会館、溪和生活改善センターの三つの公区会館を廃止する議案の議決を頂いたところであります。

これらの施設は、いずれも公区内に二つの施設があり、公区と協議し廃止としたものがありますが、その後の処分方法につきましては、それぞれの会館ごとに立地条件等が異なることから、それらを整理した上で方策を検討するとしていたところであります。

そのうちの桑の沢会館につきましては、地域住民による利用意向が無いことから、売却のため6月19日に所管換えを行い、公募をしたところ、「株式会社 阿部養鶏場」が購入の意向を示したことから、7月17日に9万3,000円で売却したものであります。

会館につきましては、阿部養鶏場の自社生産鶏卵、下川六〇酵素卵しもかわろくまるの燻製加工工場として再活用する予定であり、現在、改修工事を行っております。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

二つ目でございます。町立下川病院における外科医の招聘について、御報告を申し上げます。

町立下川病院では、平成28年4月に外科医の戸田医師を迎え、片野院長、丸山副院長との3名体制で診療を進めてまいりましたが、平成30年10月31日をもって戸田医師が退職されたことから、これまで北海道や北海道地域医療振興財団、北海道病院協会、全国自治体病院協会等の御協力を得ながら、新たな外科医を募集してまいりました。

その結果、外科医の花房はなふさ 徹てっし先生に町立下川病院に赴任していただけることとなりました。

花房先生は、昭和24年3月生まれの69歳で、昭和49年に京都大学医学部を卒業され、外科、消化器外科を専門とされ、大阪の赤十字病院など各地の病院で診療に当たられ、その後、平成26年に広尾町国民健康保険病院の副院長として勤務され、今年4月1日から町立下川病院に勤務していただけることとなりました。

これまで町民の皆様には、外科医不在のため大変御迷惑をお掛けしましたが、これからは片野院長を先頭に、町内唯一の医療機関として、町民の皆さんが安心して治療が受けられる病院として努めてまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 承認第1号「平成30年第4回下川町議会臨時会議案第1号 企業に対する施設等の貸付けについての撤回について」を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本案は、去る平成30年12月4日、平成30年第4回下川町議会臨時会において提出いたしました、議案第1号「企業に対する施設等の貸付けについて」

につきまして、議案を撤回させていただきたく、下川町議会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、申し出をするものであります。

撤回をお願いする内容につきましては、議案第 1 号について、下川町企業立地促進条例に基づく工場等の貸付けとして議案を提案いたしました。内容精査の結果、条例に基づく企業立地の案件に当たらないと判断し、撤回をお願いするものであります。

菓子製造施設整備事業につきましては、平成 30 年 7 月 31 日に下川町と株式会社 ベルシステム 24 ホールディングス、一般社団法人 ラ・バルカグループとの間で SDGs の推進などを目的に締結された連携協定に基づき進めているものであります。

当初は、町とベルシステム、ラ・バルカの 3 者による出資の下で、新しい法人を設立して事業を実施することとしていたことから、企業立地に該当するものと考え、平成 30 年第 3 回定例会において、下川町企業立地促進条例の一部改正をお願いし、御議決を頂いた後、事業を進めてきたところであります。

しかし、その後、連携企業の社内事情等によりまして、共同出資による事業運営が困難となったため、ベルシステム、ラ・バルカと新たな運営方法を検討した結果、一の橋地域の団体を基盤に現地法人を立ち上げ、効率的で効果的な運営を進めていくこととしたところであります。

12 月 4 日の平成 30 年第 4 回臨時会では、関係する企業等と協議を進めながら、新しい形態の企業立地であるという考えの下、「企業に対する施設等の貸付けについて」提案させていただいたところであります。

その後、現地法人の運営形態や条例に基づく企業立地かどうかなど不明瞭な部分もあり、継続審査となり、12 月 28 日の平成 30 年第 4 回定例会の総務産業常任委員長報告では、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用の促進など、大変有意義であり、推進すべきものと御意見を頂いたところである一方、現地法人の最適な運営形態の構築や三者協定の更なる強化と現地法人との連携強化を図るべきなどの御意見も頂いたところであります。

町としましては、これまで議会からいただいた御意見を真摯に受け止め、熟慮した結果、条例に基づく企業立地の案件に当たらないと判断した次第であります。

提出議案の精査が不十分であったこと、また、この間、御審議に多くの時間を頂戴し、お手数をお掛けしたことに對し、お詫び申し上げる次第であります。

以上、提案理由といたしますので、御許可を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日隆司議員。

○7 番（春日隆司君） 撤回に至りました説明がございましたけども、基本的なところを 4 点ぐらい質問させていただきたいと思っております。

基本的な考え方がどうだったかというところが今回の撤回になったんでないのかなと

思うんですが、1点目、この事業はビジネスモデル…いわゆるビジネスというのは事業で収益を上げることですね…そのビジネスモデルとして考えてたと思われるんですが、これはビジネスモデルとして考えていた事業だったのかというのが1点ですね。

それから、関係してですが、私が12月4日…本当に御理解いただいて、本会議で質疑をさせていただきました。本当に異例ともいうような質疑をさせていただきました。それは、基本的には企業というのは営利を目的にするものであって、立地というのは、そこに何らかの企業が…営利を目的とする者が立地すると。これは違うんじゃないかという質問ですが、確認の意味で、今現在は私が質問した内容であるという理解でよろしいのでしょうか。私が質問したとおりであるという理解でよろしいのかというのが1点ですね。

それから、これは企業立地促進条例の一部改正とパッケージであると思います。一体的なものであると思います。そんな中で、この貸付けは撤回と…企業立地の一部改正を伴ったものの…この条例の取扱いですね、これをどう考えられているのかと。

それから、最も重要な話なんですけど、委員会の委員長の報告まで言及されておりますが、それらを踏まえて真摯に受け止めて熟慮したと。その内容の…いろいろあるんですが…大きなポイントは、工場、事業等の最適化を図ると。最適化というのは、分かりやすく言えば今ではないよと、さらに違ったものが最適なんだ、だからその最適化を目指して議論しましょうという話だったんですけど、その話は…これ抜け落ちてたと思うんですね…一番大切なところ。それを真摯に受け止めて熟慮した結果という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、御質問のこの事業について、ビジネスモデル…収益を上げる事業であるということで、12月4日に春日議員の方から質問がされました…企業立地に当たらないのではないかとというような御質問だったかと思えますけども、12月4日の提案の段階では、委員会の中でも説明をさせていただきましたが、新しい形態でのビジネスモデルとして企業立地に当たるという判断の下で議案を提案させていただいたところでございます。

その後、委員会等での審議等を踏まえまして、やはり企業立地するということに関しては、地域内に新しい会社なりが設立をされるということがある意味の企業立地になるというふうに判断をいたしましたので、今回はそういうかたちではないと…町外から来る企業が下川町に子会社を作る、あるいは現地の法人を共同で設置するというかたちではございませんので、そういったところで当たらないという判断をさせていただいたところでございます。

それから、条例改正の今後の取扱いということでございますけども、条例改正時に御意見を賜っておりますが、9月の時点で条例を改正するものの、早期に全体的な見直しを含めて条例を改正するべきだという御意見もいただいております。

現在の条例の中では、SDGsに関係する企業等が進出した場合に、企業立地…この条例に基づく貸付けを行えるという状況になっておりますので、今後あるかどうかというの

は別としてですね、そういったかたちで今の条例は運用してまいりたいと思いますし、早い段階で条例の全面的な見直しというのは考えていきたいというふうに考えております。

それから、委員長報告にありました…中身でございます。いろいろございまして、それらを十分踏まえまして、今回、撤回とさせていただくところでございます。

今の一の橋の旧学校を使った改修による工場の運営が良いのかという判断でございますけれども、こちらにつきましては、9月の設計の段階で、一の橋の工場改修をして実施をしていくということで…私ども考えておりますし、また、相手方でありますベルシステム、それからラ・バルカとも協議をしながら、その改修が望ましいということで進めてまいっておりますので、その工場の在り方については、現在のところ、説明をさせていただいた内容に変わりはないということでございます。

それ以外の…現地法人の運営の在り方、あるいは3社の関係性の連携強化などについては、今後十分詰めてまいりたいというふうに思っております。

ビジネスモデルとしては、新しい形態でのビジネスモデルだというふうには考えておりますが、いろいろございまして、収益を上げるということに関しては、御説明もさせていただいたとおり、多くの収益が上げられる仕組みにはなっていないけれども、そういった部分では新しい形態でのビジネスモデルというふうには考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 撤回するに当たって極めて重要な話なんですけど、今後どうなるかわかりませんが…ビジネスになった瞬間というか…営利を目的にするわけですから、そのへん承知して言われているんだと思うんですけどね。

この事業は…こういう事業だったんじゃないんですか。ビジネスモデルではなくて、企業さんの障がい者雇用…いわゆる障がい者の人権を確保するという条約が定まっております。それに伴って企業さんは一定程度、障がい者の雇用をしなければいけない。雇用すると交付金が出る。出なければ負担金を納めなければいけない。ですから、企業さんとしては収益事業ではないわけです。福祉事業であって、障がい者雇用事業である。

それで、当初は会社を設立して、それが企業さんにカウントできる。だから会社を3者でつくりましょう。ところが、第三者の新しい会社をつくるとするならば、それはカウントができなくなる。だから現地に法人をつくって人材を派遣して、カウントができるようにするという…いわゆるビジネスではない、福祉の雇用事業であると…障がい者雇用事業であるという…これ大変重要な話なんですけど、最初のボタンの掛け違えが今日…こういう話になっているんだと思うんですけど、そのへんの認識は撤回に当たって…基本的なことなので…ビジネスなのか、新たな形態というのは…玉虫色の話なんですけど…新たなビジネスのモデルなのか、障がい者雇用を拡大して地域の活性化を図る事業なのか、明確に確認をしたいと思います。それで撤回という話になるんだと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 企業としての経営形態の中ではビジネスモデルということになると思いますけれども、SDGs絡みで…今回の国への提案の中での…この事業展開進めてまいりましたけれども、29の自治体が未来都市として選定され、そのうち10地域がモデル地域として選定されたわけであります。そういう意味では、自治体が選定されておまして、いわゆる地域モデル…横文字で言うとリージョナルモデルになっていくということだと思います。そういう中で、企業は社会貢献、あるいは今仰ったように福祉に関する経営形態をきちっと作り上げていかなければならないという中では、企業価値を高め、そしてまた法制度の中でしっかりと障がい者雇用を進めていくことにあるのではないかと感じているところであります。

そういう意味でも、大きな企業の枠組みとしてはビジネスモデルではありますけれども、本町にとりましては地域モデルであると。そしてそれを全国にお示しをしていくという…その一つがこの事業であるということで御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ビジネスモデルではない、地域モデルということであれば理解ができます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 26 分

再 開 午前 10 時 47 分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただ今、町長から、議案第 1 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

議案第 1 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議案第 1 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度一般会計の第 6 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 5,638 万円を追加し、総額を 50 億 4,718 万円とするものでございます。

補正予算の概要を申し上げますと、商工労働費で、菓子製造施設整備事業に係る整備工事費、工事監理委託料、備品購入費をそれぞれ計上しております。なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。

次に、第 2 表の繰越明許費の設定であります。菓子製造施設整備事業につきましては、地方創生支援事業費補助金の採択を受けて実施するものでありまして、平成 30 年度内に完成することが困難なことから、全額を繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第 3 表の地方債補正につきましては、菓子製造施設整備事業に係る限度額を増額するものでございます。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今、一般会計補正予算の提案がありました。これは製造施設整備工事して、備品入れて、これをどうするのでしょうか。これは撤回のやつと関わっているという趣旨でいいんですか…基本的なことが説明されていないんですが、これを施設整備してどうしようとする事なんですか…基本的なことをございます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 菓子製造工場につきましては、一の橋で改修事業を実施いたしまして、その後、これまで御説明をしてきた枠組みの中で菓子工場運営をしてまいりますので、企業、現地法人等に貸付けをして、実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 貸付けに当たっての根拠はなんですか。根拠となる条例等。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 貸付けの根拠につきましては、あの施設につきましては公の施設として…行政財産として管理をさせていただいておりますので、その行政財産のうち、今回改修をする余裕のある所につきまして、地方自治法の規定に基づいて貸付けするものです。地方自治法 238 条の 4 第 2 項第 4 号、行政財産について貸付けをするということで…貸付けをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 金額はいくらで貸付けするのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 最終的には詰めてまいります。現在のところ算定しているのは年間 84 万円を予定しているところでございます。建物、土地…全て含めてということです。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） これより、私の事件に関し、副議長と交代いたします。

（近藤議長、自席・宮澤副議長、議長席へ移動）

○副議長（宮澤清士君） 近藤八郎議長から、議会運営上の理由によって、議会運営委員、議会広聴広報特別委員、及び第6期下川町総合計画特別委員を辞任したいとの申し出があります。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮澤清士君） 異議なしと認めます。

近藤八郎議長の議会運営委員、議会広聴広報特別委員、及び第6期下川町総合計画特別委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定によって、近藤八郎議長は除斥のため、退場願います。

（近藤議長 退場）

○副議長（宮澤清士君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮澤清士君） 異議なしと認めます。

したがって、近藤八郎議長の議会運営委員、議会広聴広報特別委員、及び第6期下川町総合計画特別委員の辞任について許可することに決定しました。

近藤八郎議長の除斥を解きます。

（近藤議長 入場）

○副議長（宮澤清士君） それでは、近藤議長と交代いたします。

（近藤議長、議長席・宮澤副議長、自席へ移動）

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

本件における議案審査のため、本日、午後４時まで休会にいたしたいと思いを
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、本日、午後４時まで休会することに決定いたし
ました。

以上をもって散会とします。

午前１０時５７分 散会